

本書はガス事業法及び経済産業省令にもとづき交付するものです。  
ご契約にあたっては本書の内容を必ずお読みください。

レ ジ ル 株 式 会 社  
2023年1月6日実施

## ガス需給契約の供給条件における重要事項説明書

この重要事項説明書（以下「本書」といいます。）は、東京瓦斯株式会社が決める託送供給約款の供給区域のうち、東京地区等に該当するお客さまとのガス需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたって、需給契約に基づくガスの供給条件について重要な事項を記載したものです。本書に記載のない事項については、レジル株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定めるガス需給約款（以下「需給約款」といいます。）、主契約料金表及び附帯契約料金表（以下総称して「料金表」といいます。）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が決める託送供給約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。需給約款、料金表及び託送約款等は、当社及び当該一般ガス導管事業者のホームページにそれぞれ掲載されておりますので、あらかじめご確認ください。

### 1. 需給契約の申し込み方法

- お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給約款、料金表及び次の事項を遵守することを承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
  - 託送約款等における需要者に関する事項を承諾すること。
  - 当社または委託業者等が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者および託送供給依頼者へ調査後遅滞なく提供すること。
  - 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について当該一般ガス導管事業者および託送供給依頼者から当社へ提供すること。
- 当社は、販売代理店（媒介事業者）を通じて、お客さまからの申し込みを受け付けることがあります。
- 需給契約に基づくガスの供給は、ガス小売事業者である当社が行います。

### 2. 需給契約の成立及び契約期間

- 需給契約は、お客さまからの申し込みを当社または販売代理店（媒介事業者）が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給契約が解約等により消滅する日までといたします。ただし、ガス料金適用開始の日から1年間は原則として需給契約を継続していただきます。
- 契約先を他社から当社へ変更するにあたり、次のような不利益事項が発生することがあります。
  - 現在の需給契約の解約により、現在お客さまが契約されている会社の料金プランで再度契約することができなくなることがあります。
  - 現在の需給契約の解約により、現在お客さまが契約されている会社から解約違約金等を請求されることがあります。
  - 現在の需給契約においてポイント等の特典がある場合には、解約にともない当該特典が失効することがあります。
  - 現在の需給契約において附帯サービス等を契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅することがあります。
  - 現在の需給契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅することがあります。
  - 現在の需給契約の解約により、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなることがあります。

### 3. 供給開始日（需給開始日）

供給開始日（需給開始日）は、原則として当社がお客さまからの需給契約の申し込みを承諾後、供給準備その他必要な手続きを経たのち到来する最初の検針日の翌日といたします。なお、検針日は、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行う日としてあらかじめ定めた日といたします。

### 4. 料金表

#### (1) 標準プラン

ガス料金表	1か月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	721円05銭	138円04銭
B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,003円20銭	123円94銭
C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,170円40銭	121円85銭
D表	200㎡をこえ500㎡まで	1,797円40銭	118円71銭
E表	500㎡をこえ800㎡まで	5,977円40銭	110円35銭
F表	800㎡をこえる場合	11,829円40銭	103円04銭

#### (2) 床暖プラン

ガス料金表	1か月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金（円/㎡）	
冬 期	A表	0㎡から20㎡まで	736円23銭	140円95銭
	B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,227円05銭	116円41銭
	C表	80㎡をこえる場合	2,080円65銭	105円74銭
その他期	A表	0㎡から20㎡まで	736円23銭	140円95銭
	B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,024円32銭	126円55銭
	C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,195円04銭	124円41銭
	D表	200㎡をこえ500㎡まで	1,835円24銭	121円21銭
	E表	500㎡をこえ800㎡まで	6,103円24銭	112円68銭
F表	800㎡をこえる場合	12,078円44銭	105円21銭	

\* 床暖プランは、家庭用ガス温水床暖房機器をご使用されているお客さまが対象となります。

\* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、それ以外の場合は「冬期」の料金表をそれぞれ適用いたします。

### 5. ガス料金の通知方法

月々のガス料金、使用量その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社より電磁的方法にてお知らせいたします。

## 6. ガス料金及び使用量の算定方法

- (1) ガス料金は、月々の使用量に応じて、4 (1)または(2)に定める A 表から F 表の各料金表によって、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算いたします。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算いたします。また、お客さまが支払期日を経過してなおガス料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (2) ガス料金の算定期間は、原則として「1月」とし、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のガス料金については、使用日数に応じて日割計算を行います。
- (3) 使用量は、当該一般ガス導管事業者等が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (4) 床暖プランを適用中のお客さまが床暖プランの適用となる条件を満たしていないと判明した場合には、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、標準プランの料金表にもとづきガス料金として算定される金額とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

## 7. 料金の支払義務及び支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が検針した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生いたします。ガス料金の支払期日は、ガス料金の請求が可能となった日の翌日から起算して 30 日目といたします。また、他の契約（ガスの需給契約に限られません。）の料金と一括してお支払いいただく場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、一括受電サービスの利用契約にもとづくサービス料金または電気の需給契約にもとづく電気料金と一括して請求することとした場合のお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日は、ガス料金の請求日以降最初に到来するサービス料金または電気料金の支払義務発生日といたします。

## 8. 工事費負担金等の精算

- (1) 当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

## 9. ガス料金その他の支払方法

ガス料金については毎月、工事費負担金等その他についてはそのつど、口座振替払い、クレジットカード払いその他当社の指定する方法のうち、お客さまにご指定いただいた方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、ガス料金のお支払いに要する費用は、お客さまに負担していただきます。

## 10. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44 メガジュール 標準熱量；45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5 キロパスカル 最低圧力；1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A  
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35  
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

### 11. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社、当該一般ガス導管事業者または委託業者等が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓及び閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知及び消費機器調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

### 12. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断の解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作等をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、14(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) 定期調査、定期通知、開閉栓作業および当該一般ガス導管事業者から連絡があった際の消費機器の事故対応については、当社から委託する日本瓦斯株式会社に対応します。

### 13. 供給の制限等

当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。その場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）

- (2) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
- (3) ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
- (4) ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事実施のため必要がある場合
- (5) 法令の規定による場合
- (6) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (7) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (8) その他保安上必要がある場合

#### 14. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管及びガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓及び昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

#### 15. 周知及び調査業務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社または委託業者等は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令の定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社または委託業者等は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社または委託業者等は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

#### 16. お客さまの責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場合に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有または占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
  - イ お客さまは当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
  - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。
  - ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

#### 17. 供給施設等の検査

お客さまは供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。

#### 18. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を託送供給依頼者および当社に提供することについて、承諾するものといたします。

#### 19. 供給方法及び工事

当該一般ガス導管事業者が維持及び運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法及びガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### 20. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、適用を受ける主契約料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。なお、料金適用開始の日以降1年目の日まで、原則として適用される主契約料金表を変更できません。

##### 2.1. お客さまによる需給契約の解約

お客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。この場合、需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約日に消滅いたします。

- イ 当社がお客さまの解約通知を解約日の翌日以降に受けた場合
- ロ お客さまの責めとなる理由により当社が解約日に需給を終了させるための処置ができない場合
- ハ 他のガス小売事業者との需給契約等に基づき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合

##### 2.2. 当社による需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、当社は解約日に需給を終了するための措置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

- イ ガスの供給を制限等されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

- ロ お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが当社と締結する他の契約（ガスの需給契約に限りません。また、既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ヘ お客さまが破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合
- ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- リ その他の理由でお客さまが明らかにガス料金の支払の延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ヌ お客さまが需給約款及び料金表の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

### 2.3. 需給契約消滅後の関係

- (1) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- (2) 需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

### 2.4. その他の重要事項

- (1) 当社は、需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、変更後の需給約款または料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及び料金表によります。
- (2) ガス料金に関する特約または各種キャンペーンによるガス料金の減免等の適用がある場合には、電磁的方法等によりその内容をお知らせいたします。
- (3) 当社またはお客さまが需給契約を変更する場合、原則として、当社は電磁的方法により変更後の需給契約の内容のみをお知らせいたします。
- (4) 当社は、需給契約を終了することがあります。この場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせいたします。

### 2.5. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び販売代理店（媒介事業者）は、お客さまの個人情報を次の目的及びプライバシーポリシーに定める目的において利用いたします。
  - イ ガス小売などの当社の事業につき、お客さまからの申し込み、商談にあたり、適切な対応を行うため。
  - ロ お客さまとの需給契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、需給契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
  - ハ 当社、当社グループ各社及び提携会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
  - ニ お客さまによりよい商品、サービスを提供することを目的としたマーケティング分析に利用するため。
  - ホ 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) (1)のほか、当社は、プライバシーポリシーに従い、お客さまの個人情報を必要な範囲で当社グループ各社、提携会社等と共同利用することがあります。この場合の共同利用の目的、共同利用者の範囲等については、プライバシーポリシーに定めるとおりといたします。
- (3) プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

### 2.6. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。
  - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さま及び当社は、相手方が(1)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものいたします。

需給契約の申し込み及び変更ならびに需給契約に関する苦情その他のお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

#### <ガス小売事業者>

ガス小売事業者の名称	： レジル株式会社
代表者名	： 代表取締役社長 丹治 保積
登録番号	： A0063
本店所在地	： 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 14階
お問い合わせ先	： 0120-62-7006（受付時間 午前9時～午後5時） ※土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

<販売代理店（媒介事業者）> ※販売代理店（媒介事業者）を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。

## 【クーリング・オフに関する説明事項】

次の事項は、需給契約が訪問販売または電話勧誘販売で契約され、特定商取引に関する法律の適用を受ける場合に適用されます。

- (1) お客様は、本書を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面でお申し出いただくことにより、需給契約の申し込みの撤回または解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
- (2) (1)にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げる行為をしたことによりお客様が誤認をし、または当社が威迫したことによりお客様が困惑し、これらによって(1)の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、当社がクーリング・オフ妨害解消のため交付した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
- (3) 需給契約の申し込みの撤回または解除は、お客様がクーリング・オフに係る書面を発した時（郵送による場合は原則として郵便消印の日付といたします。）に、その効力を生じます。
- (4) クーリング・オフがあった場合において、当社は、その需給契約の申し込みの撤回または解除にともなう損害賠償、違約金、解約金その他一切の金銭を請求いたしません。
- (5) クーリング・オフがあった場合には、すでに需給契約にもとづきガスが供給されたときにおいても、当該ガスに係るガス料金その他の一切の金銭を請求いたしません。
- (6) クーリング・オフがあった場合において、当社がお客様から需給契約に関連して金銭を受領しているときは、すみやかにその全額を返還いたします。
- (7) クーリング・オフがあった場合において、需給契約にもとづくガスの供給にともないお客様の土地または建物その他の工作物の原状が変更されたときは、その原状回復に必要な費用は、当社の負担といたします。
- (8) 需給契約を解除される場合、当社との需給契約は締結日にさかのぼって消滅いたします。需給契約の解除にあたっては、無契約でのガスのご使用とならないよう、他のガス小売事業者との間で新たに需給契約をさかのぼって締結するなどの措置を講じていただく必要がありますので、あらかじめご注意ください。